

戦後における道徳教育実施の経緯

——昭和20年～27年まで——

長 田 三 男

I は し が き

最近、徳育をめぐる論議が盛んである。こうした徳育論議は、直接的には、田中角栄首相の「君が代」「日の丸」法制化¹⁾ (49年3月14日、参議院予算委員会での発言)¹⁾、「教育勅語の再評価」(49年3月28日、衆議院本会議での発言)²⁾「知恵太り、徳やせ」「道徳教育の充実」(「教育は民族の顔」、『自由新報』49年4月23日号掲載)³⁾、「五つの大切、十の反省」(49年5月13日、東京、日本武道館集会での発言)⁴⁾などの発言が、発火点と

なっている。

もっとも、このような田中首相の一連の発言のなかには、徳育を意識的に第10回参議院選挙(49年7月7日実施)の争点に仕立てあげようとする政治的意図が多分に含まれていたようであるが、しかし徳育が人間形成の柱であり、かつまた、現在、国民の間に公德心の低下をうれえて、その復活を望む声が強まっている⁵⁾ことを

1) 参議院事務局『第72回国会 参議院予算委員会 会議録第8号』。

2) 第72回国会 衆議院会議録第21号(『官報号外』昭和49年3月28日)。

3) 田中首相は、昭和49年4月23日付『自由新報』に「教育は“民族の顔”」と題する論文を掲載し、つぎのように述べている。

「最近、私が強く感じるのは、徳育、知育、体育が三位一体となったバランスのとれた教育の必要性である。確かに知育と体育の点では戦前と比較にならないほど高水準に達し、4人に1人は大学に進む状態だから学校の数などは世界有数であろう。その半面、いまの教育は知育偏重のきらいがあって、徳育が伴わない。いわば『知恵太り』の割には『徳やせ』している気がしてならない」。

4) 『東京新聞』昭和49年5月14日号。なお、田中首相の提唱した徳目はつぎのとおりである。

<5つの大切>

①人間、②自然、③時間、④モノ、⑤国・社会

<10の反省>

- ①友達と仲良くしただろうか。
- ②弱い者いじめをしなかったらうか
- ③お年寄りに親切にしたらうか
- ④生き物や草花を大事にしたらうか
- ⑤約束は守ったたらうか
- ⑥交通ルールを守ったたらうか
- ⑦親や先生などひとの意見をよく聞いたたらうか
- ⑧食べ物に好ききらいを言わなかったたらうか
- ⑨ひとに迷惑をかけなかったたらうか
- ⑩正しいことに勇気をもって行動したたらうか

5) たとえば、昭和49年5月15日の「サンケイ1,000人調査」によると、[問1]「一般的にいて社会的な『しつけ』はいまの若い人や子どもによく行われていると思うか」という問いに対する答は、

- ①よく行われている 11%
- ②よく行われているとはいえない 81%
- ③わからない 8%

となっている。[問2]「国が『徳目』をいくつか示して子どもたちに守らせようとするのは今の時代にとって極めて必要なことだと思うか」という問いに対する答は、

- ①きわめて必要なことだ 64%
- ②そうは思わない 26%
- ③わからない 10%

となっている。[問3]「田中首相は『五つの大切』『十の反省』を提唱しているが、これについて——」という問いに対する答は、

- ①とってもよい 20%
- ②悪いことではない 53%
- ③考えものだ 17%
- ④まともにきけない 6%
- ⑤わからない 4%

となっている(『サンケイ新聞』昭和49年5月16日号)。また、『西日本新聞』の昭和49年6月8日実施の「500人コンピューター調査」によると、同じような質問に対する答はつぎのようになっている。すなわち[問1]に対する答は、

- ①よく行われていると思う 4.6%
- ②よく行われているとは思えない 93.3%
- ③わからない 2.1%

となっている。[問2]に対する答は、

- ①たいへん必要なことだと思う 46.7%
- ②それほど必要なことだと思わない 15.8%
- ③むずかしい問題で、かんたんに割り切っていえない 35.0%

- ④わからない 2.5%

となっている。[問3]に対する答は、

↗

考えあわせれば、たとえ田中首相の意図が奈辺にあったにせよ、それを契機に、徳育をめぐる論議が国民の間に高まってきたことは、それ自体大いに歓迎すべきことだといつてよいだろう。

とりわけ、これまで、戦前の修身教育に対する国民の警戒心や反発を考へて、道徳教育論をいっさいタブー視してきた社会党が、田中首相の問題提起にこたえて、五つの道徳項目を掲げ、党の道徳観を明確に打ち出した⁶⁾ことは、それ

- ①たいへんよいことだと思う 22.9%
- ②悪いことではない 41.3%
- ③考えものだ 7.1%
- ④まともに聞けない 8.8%
- ⑤選挙と関連さすのはよくない 10.8%
- ⑥学校教育に取り入れるのは反対だ 5.0%
- ⑦その他 1.3%
- ⑧わからない 2.8%

となっている(『西日本新聞』昭和49年6月9日号)。国民のなかに、公德心の低下をうれえて、その復活を望む声が強まっていることがわかる。

6) 社会党は、昭和49年6月22日、成田知己委員長の名前で、「当面する教育問題に関する三つの提案—憲法と教育基本法に基づく道徳、教育条件向上、学歴偏重廃止について—」(パンフレット2枚)を発表したが、そのなかで、道徳教育についての見解をつぎのように明らかにしている。

「正しい道徳教育にとって第一に必要なのは、道徳的判断の基礎となる社会、歴史、人間、自然についての深い理性的認識を与えることである。社会科などの各教科の内容を、雑多な知識を暗記させるのでなく、人間の幸福、進歩のため、自然への働きかけ、社会のしくみをどう改革し、前進させるかの視点から、科学的に学べるよう改善すべきである(中略)。

道徳教育で第二に必要なことは、正しい認識のうえに、実践し、身につけることである。子供は学校の集団生活のなかで、友情、規律、協力などを身につけることができるのであるが、入試地獄やテストによる選別、競争などは、このような道徳を身につける学校生活の基盤を奪っている。入試地獄や能力主義の教育をやめ、豊かな情そうと道徳が育つ教育条件をつくらなければならない。

第三に、子供をとりまく環境から不道徳をなくし、良い環境をつくることである(中略)。

こうした視点のうえに、道徳教育を次のようにすすめるべきである。第一に道徳教育の内容は、憲法と教育基本法の理念にもとづくべきである。したがって、社会党は、道徳の内容は、

- ①人間の生命、人格、権利を尊重し、親、兄弟を大切にし、隣人にやさしいおもいやりをもつ。
- ②真理を探究する科学的精神、豊かな情緒、健康な身体をつくり、正しいことは勇気をもって実行する。
- ③労働の尊さを知り、労働を愛し、日本と世界の文化をうけつぎ、発展させる。
- ④権利を主張するとともに責任を果し、みんなの幸福を希い社会のために努力する。
- ⑤平和と民主主義を愛し、国際連帯の精神をもち、日

なりに意義があったように思われる。

文部省は、昨年(48年)11月21日、すでに、教育課程審議会に、学校教育という観点から、道徳教育の再検討を諮問⁷⁾しているが、さらに、本年(49年)6月24日には、社会教育の場に、あらたに道徳教育を位置づけるために、社会教育審議会にも、「青少年の徳性のかん養について」を諮問⁸⁾した。この意味では、田中首相の提起した徳育政策は、すでに教育行政ベースに乗せられたことになる。したがって、これら両審議会からの答申ができることになれば、教育関係者、父母の間に、徳育をめぐる論議が、これまで以上に活発に展開されることになるだろう。

ところで徳育をめぐる論議は戦後これまでに3回のヤマ場を経験してきている。第1回が昭和26年に天野貞祐文相が打ち出した「国民実践要領」、第2回が昭和33年の「道徳教育の時間特設」、第3回が昭和41年の中央教育審議会答申「期待される人間像」をめぐる論議である。したがって、今回は、第4回目にあたるわけであるが、道徳の問題が、このように繰り返して登場してくるのは、敗戦による画一化した価値観の崩壊のあと、それに代わる新たな国家、民族の生くべき目標、理想像、指導理念といったものが、いぜん混迷の状態にあり、いまだ確立されていないからであろう。

この意味で、道徳理念の確立ならびに道徳教育の理念、目標の確立は、たしかに現代社会の大きな課題であり、われわれは積極的にこの問題に取り組んでいく必要があるように思われる。

しかし、これまでの経験に徴して考えると、徳育論議は、とかく政治論に転化して、政争の具になってしまうのが常であった。もし道徳論議が、今後、このような意味での政治的な言葉

- ① 本を愛する。
- ② を含むべきだと考える。

第二に道徳教育の内容やあり方は国民の意見を充分反映して、つくられるべきである(中略)。

7) 「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」(『文部広報』昭和48年12月3日号)。

8) 「青少年の徳性のかん養について」(『文部広報』昭和49年7月13日号)。

の投げ合いに終始するようなことがあれば、せっかくの論議も不毛の論争に終わってしまい、いたずらに教育界に混乱を招くだけのことになるだろう。

筆者は、このような認識にたって、この機会に、戦後における道徳教育の歩みをあらためて確認しておくことも、今後の論争になんらかの意味で貢献するのではないかと考え、戦後における道徳教育の歩みを明らかにすることを本稿の研究課題とした。しかし本稿では、紙数に制限もあるので、終戦後～昭和27年までの歩みを一応の研究対象とし、その後の経緯については後日稿をあらためて発表することにした。

II 終戦直後から24年頃までの道徳教育

日本がポツダム宣言を受諾して無条件降伏したのは、昭和20年8月14日であった。ここに至って、強大を誇った旧日本帝国は、ついに砂楼のごとく潰え、国民は敗戦という極めて冷厳な事実と直面したのであった。本土には連合国軍が進駐し、日本は独立国の地位から転落した。日本政府は、政治の万般にわたり、連合国軍総司令部の指令にもとづいて行動しなければならず、したがって教育も占領政策の一環として推進されることになったのである。

ところで、敗戦後、軍事占領下の教育政策は、おおむね、5段階をもって実施されている。

第1段階は、昭和20年8月15日から同年10月22日、連合国軍総司令部の第1次教育指令が出るまでの3ヵ月間で、この期間は、日本政府が、戦時教育体制の転換を自主的判断にもとづいて実施した時期である。すなわち、その最初なのが、昭和20年9月15日に、文部省から公表された「新日本建設の教育方針」⁹⁾であった。このなかで、文部省は、

「文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、

道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」

と述べ、まず、今後の教育の基本目標が、戦時教育体制の一掃と文化国家、道義国家の建設にあることを明らかにした。そしてそのためには、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノタラシメ」なければならぬとして、10項目にわたる具体的施策を明らかにしたのであった。すなわち、(1)教育の体制（平常の教科教授に復帰すること、軍事教育の全廃、戦争に直結した学科研究所の改変）、(2)教科書（新教育方針に即応した根本的改訂、差当り不適当な個所の訂正削除）、(3)教職員に対する措置（教職員の再教育）、(4)学徒に対する措置（学力不足を補うための特別教育の実施、転学、転科の許可、陸海軍諸学校在学者及び卒業者をすみやかに文部省所管の学校に移すこと）、(5)科学教育（科学教育の振興を期すること）、(6)社会教育（社会教育全般の振作）、(7)青少年団体（新しい青少年団体の育成）、(8)宗教（国民の宗教的情操の涵養、宗教による国際的親善の促進）、(9)体育（体位の回復向上）、(10)文部省機構の改革、などがそれである。

この「新日本建設の教育方針」の趣旨と内容は、同年10月15、16の両日、東京女子高等師範学校講堂で行なわれた文部省主催の中央講習会を通じて、各教員養成学校長や地方視学官に伝達され¹⁰⁾、さらに都道府県別講習会によって、教育現場に周知徹底せしめられたのであった¹¹⁾。こうして文部当局は、「新日本建設の教育方針」にもとづいて、戦時教育体制の一掃、文部省機構の一部改廃、教科書、社会教育面における軍国主義的要素の除去等、一連の施策を実行に移したが¹²⁾、道徳教育については、道義国家の建

10) 「新教育方針中央講習会開催ノ件」昭和20年9月29日発国194号（『終戦教育事務処理提要』第1輯、73-74ページ）。

11) 「新教育方針都道府県別講習会開催ノ件」昭和20年11月発学5号（『終戦教育事務処理提要』第1輯、86-89ページ）。

12) 長田三男・尾形利雄『占領下における我が国教育改革の研究』4-5ページ。

9) 文部大臣官房文書課『終戦教育事務処理提要』第1輯、67-69ページ。

設をひょうぼうしながら、これが具体的方策について、なんらふれるところがなかった。前記中央講習会に出席した前田多門文相が、わずかに、その訓示¹³⁾において、戦後における道義の頽廃に言及し、その原因を、「近年教育がこの国民たると共に1個の人間とならねばならぬ事につき、問題を等閑に付した事」にあったと指摘し、「今後の教育としては先づ個性の完成を目標とし、立派な個性を完成したる上、その出来上った立派な人格がその包蔵する奉公心を發揮して、国家社会に対する純真なる奉仕を完うするやう、導いて行かねばならぬと思ひます。個性の完成には自由の存在が必要であります。然し謂ふ所の自由とは決して自恣放縱を指すのではないのでありまして、常に嚴肅なる責任觀念に裏付けられねばならぬのであります」と述べて、個性の完成と自由ともなう責任の重大性を強調したにとどまった。

第2段階は、昭和20年10月から翌21年3月までで、この期間は、わが国教育の非軍事化が連合国軍総司令部によって迅速かつ強力に推し進められた時期である。すなわち、「日本教育制度ニ対スル管理政策」(昭和20年10月22日)、「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」(昭和20年10月30日)、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(昭和20年12月15日)、「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」(昭和20年12月31日)などの指令がそれである。このなかで、道德教育に関係ある覚書は、最後の「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」¹⁴⁾であったが、この指令によって、戦前戦中を通じて、道德教育の中核をなしてきた修身科は、日本歴史および地理科とともに、その授業の一時停止と教科書の回収、新教科書の作成を命ぜられることになった。

いうまでもなく、当時使用されていた教科書中、修身・日本歴史・地理の三教科が軍国主義

的・過激な国家主義的イデオロギーを、最も濃厚に採り入れていたという見解からである。すなわち、同指令は、「日本政府ガ軍国主義及ビ極端ナ国家主義的觀念ヲ、或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込ンデ生徒ニ課シ、カカル觀念ヲ生徒ノ頭腦ニ植込マンガ為メニ、教育ヲ利用セルニ鑑ミ、茲ニ左ノ如キ指令ヲ発スル」として、つぎのごとく指令したのであった。

- (イ) 文部省ハ、曩ニ官公私立学校ヲ含ム一切ノ教育施設ニ於イテ、使用スベキ修身、日本歴史及ビ地理ノ教科書及ビ教師用参考書ヲ発行シ、又ハ認可セルモ、コレヲ修身、日本歴史及ビ地理ノ総テノ課程ヲ直チニ中止シ、司令部ノ許可アル迄、再ビ開始セザルコト。
- (ロ) 文部省ハ、修身、日本歴史及ビ地理夫々特定ノ学科ノ教授法ヲ指令スル所、一切ノ法令、規則又ハ訓令ヲ直チニ停止スルコト
- (ハ) 文部省ハ、本覚書付則(イ)ニ摘要セル方法ニ依リテ処置スル為メニ、(一)(イ)ニ依リ影響ヲ受クベキ、アラユル課程及ビ教育機関ニ於テ用キル、一切ノ教科書及ビ教師用参考書ヲ蒐集スルコト。
- (ニ) 文部省ハ、本覚書付則(ロ)ニ摘要セル措置ニ依リテ、本覚書ニ依リ、影響ヲ受クベキ課程ニ代リテ挿入セラルベキ代行計画案ヲ立テ、之ヲ当司令部ニ提出スルコト、之等代行計画ハ茲ニ停止セラレタル課程ノ再開ヲ、当司令部ガ許可スル迄続イテ実施セラルベキコト。
- (ホ) 文部省ハ、本覚書付則(ハ)ニ摘要セル措置ニ依リ、修身、日本歴史及ビ地理ニ用フベキ教科書ノ改訂案ヲ立テ、当司令部ニ提出スベキコト。

文部省は、この指令にもとづいて、翌21年1月11日、地方長官・学校長宛「修身、国史、地理科授業停止ニ関スル件」¹⁵⁾を通牒し、上記三教科の授業即時停止を命じた。同年2月12日には、地方長官宛に「修身、国史及ビ地理教科用図書ノ回収ニ関スル件」¹⁶⁾を發し、回収すべき

13) 「新教育方針中央講習会に於ける前田文部大臣訓示」(『終戦教育事務処理提要』第1輯、75-80ページ)。

14) 『終戦教育事務処理提要』第2輯、3-6ページ。

15) 同前、217-219ページ。

16) 同前、370-375ページ。

教科用図書および回収要領を具体的に指示したのであった。こうして、道徳教育は、日本歴史、地理とともに総司令部の指令により、学校教育のなかから、一時その姿を消すことになったのである。

第3段階は、昭和21年3月から翌22年3月までで、この期間は、日本教育民主化のための準備態勢が、総司令部と日本政府の手によって精力的に進められた時期である。すなわち、アメリカ教育使節団の来日がそれである。アメリカ教育使節団の来日は、総司令部が、日本教育民主化という大事業を達成するため、総司令部と日本側教育関係者に、積極的な助言を与えうる専門家よりなる教育使節団を日本へ派遣するよう、アメリカ政府に要請した結果、実現されたものであった。ジョージ・D・ストッダートを団長とする27名からなるアメリカ教育使節団の一行が来日したのは、21年3月5日、6日の両日にわたってであったが、一行は、来日後、日本側の委員も加えて、連日、視察と会合をかさね、同月31日付で報告書を完成し、これを総司令部に提出して帰国した¹⁷⁾。これが「アメリカ教育使節団報告書」とよばれるものであるが、爾後の日本の教育改革は、この報告書の線に沿って、日本政府の手を通じて、企画、立案されることになったのである。

報告書は、第1章日本の教育の目的と内容、第2章国語の改革、第3章初等および中等学校の教育行政、第4章教授法と教師養成教育、第5章成人教育、第6章高等教育の6章からなっている。各章ごとに、従来の教育体制を批判しながら、同時に、新教育体制の構想を具体的に、しかもきわめて明快に、力強い説得力で詳述している。

道徳教育については、第1章のなかに、「修身、倫理」という項目を設け、つぎのように述べている。

「近年の日本の諸学校において教授される修身の課程は、従順なる公民たらしめることを

その目的とした。忠義心を通して秩序を保たうとするこの努力は、周知の如く社会の重要な人物に支持されて、非常に効果的であったのでやがてこの手段は不正な目的と結びついた。このため修身の課程は授業を停止されてゐるのであるが、民主主義的制度も他の制度と同様、その真の精神に適合しかつこれを永続せしむべき一つの倫理を必要とする。そしてその特有の徳目はこれを教へることができ、従ってこれは他におけると同様学校においても教へられるべきである」¹⁸⁾

と。しかしその教え方については、「民主主義は価値の多様性を表はすものであるから、民主主義目的への手段そのものもまた自ら多様である」¹⁹⁾。日本の場合は、「特別の倫理科を父兄も生徒も期待しているやうである。日本人の現在持っているもの即ち礼儀を以て修身科をはじめめるなら、それでよかるう」²⁰⁾。「我々はただそれが平和について教へられ、民主主義の方向に向けられさへすれば、その教へ方は日本人に任せておいてよいのである」²¹⁾。「しかし若しも倫理が単独な一つの学科として教へられるべきものとすれば、我々は次のことをすすめる」²²⁾と述べて、つぎのように勧告したのであった。

- (1) 真の平等に相反しないやうな日本の習慣はできるだけその教材として保存するやう極力努めること。
- (2) 日常互ひに協調し合つてゆく公明正大なスポーツマンシップは、そうした融和が遂げられるやうになってゐる制度の機構と共に、比較研究されて教へられること。
- (3) 日本に存在する限りのあらゆる種類の仕事と、技術の熟練が達成したあらゆる精神上の満足とは、カリキュラムの中において推賞せらるべきこと²³⁾。

これによってみれば、教育使節団の勧告は、

18) 「米国教育使節団報告書」(文部省調査普及局訳『米国教育使節団報告書 全』13ページ)。

19) 同前。

20) 同前。

21) 同前、15-16ページ。

22) 同前、16ページ。

23) 同前。

17) 長田三男・尾形利雄『占領下における我国教育改革の研究』69ページ。

徳育の教え方について、アメリカ流の、いわゆる教科を特設しない形での道德教育の立場を必ずしも固執していたわけではないように思われる。むしろ勸告は、「民主主義の倫理」が教えられるのであれば、国情に応じて、倫理科を特設して教えても、差支えないことを、承認していたものと解せられるのである。しかし、いかなるわけか、その事情はつまびらかではないが、その後の方向は、道德を特設時間を設けて行なうことを否定する方向に動いたのであった。

ところで一方、文部省は、この間、さきに発表した「新日本建設の教育方針」にひきつづいて、新教育の基本方針を明らかにするため、「新教育指針」の作成を急いでいたが、21年5月15日、漸く完成をみたので、これを公表した。その成立の経緯について、文部省は、「本書は、はじめ省外の権威者数氏をわづらはして草案を得たのであるが、マッカーサー司令部と相談の結果、その内容及び表現を、できるだけ、やさしくわかりやすいものとするために、省内で書きあらため、本省の責任において出すことにした」²⁴⁾と述べている。

「新教育指針」は、第1部前編において、新しい教育は何を目標とし、どこに重点を置き、どんな方法で実行すべきかを総論的に叙述している。後編では、個性尊重の教育、公民教育の振興、女子教育の向上、科学的教養の普及、体力の増進、芸能文化の振興、勤労教育の革新等7章にわたって詳述している。

第2部では、教材の選び方、教材の取り扱い方、討議法など具体的な教育方法について実例をあげて示している。

しかし、この「新教育指針」は、その「はしがき」で断わっているように、教科書ではなく、あくまでも教育者への「ガイド・ブック」であり、これによって自由に考え、批判し、工夫して、教師自らが真の教育指針を発見することを狙いとするものであった²⁵⁾。

24) 文部省『新教育指針』第1分冊、1ページ。

25) 同前。「新教育指針」はつぎのように述べている。

「本書は新しい日本の教育が、何を目標とし、どの

道德教育に関しては、「公民教育の振興」という個処でつぎのように述べている。

「公民といふのは、国家において国民として法律上の権利を認められている人間を指すのであるが、ここではさらに広く社会の一員としての人間を意味する。そして社会といふうちには、世間とか世の中とかいはれるやうな社会だけでなく、家も国家も国際社会もふくまれる。こうした広い意味の社会において、社会と自分との関係および自分と他の人々との関係をよく理解し、自分の地位と責任とを自覚し、自分の本分をはたして、社会のためにつくすやうな人間をつくるのが、公民教育である。いひかえれば社会を構成してゐる一員として、社会の協同生活をりっぱにいとむために必要な知識や技能や性格を身につけさせるのが公民教育の目的である。

このやうな教育を受け持つ科目に古くから『修身』があった。それは本来、主として個人の内面的な道徳的心情に関するものであって、正義を求める心をのぼし、良心の要求にしたがふ態度を養ふことを目あてとしてゐた。しかし実際の社会の仕組みや移り行きの中で、行動をさせるといふ点からみると、『修身』だけではなお物足りないところがあった。そこでやがて『公民』と名づけられる科目がつくられたが、これは法制や経済についていろいろの知識を与へるに止まって、実際の社会生活を指導するまでに至らぬ場合が多かった。数年前に改正された教育課程では、『公民』をあはせた『修身』が設けられた。しかし軍国主義や極端な国家主義に禍せられて、生徒に道德を命令的におしつけたり、みんなを同じ型にはめやうとしたり、徳目を言葉でい

やうな点に重きをおき、それをどういふ方法で実行すべきかについて、教育者の手びきとするためにつくったものである(中略)。本書は、ここに盛られている内容を、教育者におしつけようとするものではない。したがって教育者はこれを教科書としておぼえこむ必要もなく、また生徒に教科書として教える必要もない。むしろ教育者が、これを手がかりとして、自由に考え、批判しつつ、自ら新教育の目あてを見出し、重点をとらえ、方法を工夫せられることを期待する。」

せて満足したり、あるひは無批判的に一定の『行』を積ませたりした。われわれが、いま新しい教育の重点として新しく考へてゐる公民教育は、右のやうな欠点をのぞいて、本来の正しい意味における『修身』と『公民』とを、人間のほんとうの在り方にもとづいて、一つにまとめたものである。すなわち人間は、だれでも進んで自立的に正しいこと、善いことを求める道徳心をそなへており、しかも人間はすべて社会生活をするものであるから、その道徳心が社会における人間の正しい善い在り方としてはたらかねばならない。このやうなはたらきを、すなほにのぼして、りっぱな社会人をつくるのが、公民教育の目ざすところである』²⁶⁾

すなわち、ここで文部省は、戦後はじめて道徳教育の問題にふれ、道徳教育は公民教育の一環として、そのなかで行なうという方針を明らかにしたのである。そして、このような公民教育を学校教育のなかにおいてどのような方法で取り扱うかについては、「公民教育はいかなる方法で行はるべきか」という個処で、つぎのように述べている。

「公民教育の出発点ともなり、またつねに土台となるものは、実際生活の指導である。学校において直接に指導することのできるものは、生徒の学校生活であるが、家庭の生活や社会の生活も、学校において反省や討議の材料とすることによって間接に指導することができる。

国民学校の低学年や中学年においては、公民教育のために特別の教科書をつくったり、特別の授業時間を設けたりしないで、児童の社会生活そのものについて、いつでも指導するといふ方法がよいであらう。

国民学校高学年や、中等学校以上の生徒に対しては、相当に体系のある内容を知識として学習させることもできるのであるから、そこに特別の教科書や授業時間も設けられるのが当然である。しかしその場合でも、実際生

活の指導は決して止めるのではなく、かへって実際生活の経験が知識としての学習となり材料ともならねばならない』²⁷⁾

すなわち、小学校の低学年や中学年では、特設時間を設けず、学校生活全体のなかで生活指導を通じて行ない、小学校の高学年や中学校では、生活指導に加えて、特設時間を設けて行なう、というのがその基本方針であった。

これよりさき、21年5月7日、文部省は、次官通牒で、「公民教育実施に関する件」²⁸⁾を出しているが、これによると、「本通牒は停止中の修身科の授業再開ではない。司令部の了解(21・5・6)の下に授業再開まで当分之以って道徳教育を行なうものであって、修身科の授業再開については将来別に指示する」と述べている。したがって、上記のような公民教育は、修身科廃止にもなり道徳教育の空白を充填する意味で暫定的に出されたものであったように考えられる。

文部省は、前記通牒「公民教育実施に関する件」にもとづいて、21年9月10日、「国民学校公民教師用書」を、同年10月22日に、「中等学校青年学校公民教師用書」を発行した。これらは、前者の「序論」にもあるように、いずれも、「これまでの修身教育に代って、これからやっ

てゆかうとする公民科教育を、できるだけ早く始めることを目ざして」²⁹⁾作られたものであった。

しかし、文部省は、すでにこの時点で、将来における道徳教育のあり方を展望して、つぎのように述べている。

「さきに、本年1月11日の通牒で示したやうに、従来用ひてきた修身・地理・国史の教科書はその内容が全体として不適當と認められたため、その授業は一時停止されることになり、ここに修身教育すなはち道徳教育も新しく出発しなくてはならぬことになった。……

27) 同前、70ページ。

28) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第22巻、558ページ。

29) 文部省「国民学校公民教師用書」(宮田丈夫『道徳教育資料集成3』274ページ)。

26) 『新教育指針』第3分冊、67-68ページ。

個人は共同社会の一員であり、その行為は社会生活と切り離すことができないのであるから、道徳教育は、すなわち社会生活における行為の発展を旨とするものと考へられる。そこで、今後は道徳教育は公民科をも含む『社会科』というやうな学科の一部分となるやうに研究されるであらう。そのやうに見るならば、将来は独立の教科目としての『修身』は恐らく再開されないで、新たに『社会科』といふ学科が設けられ、新しい方向に道徳教育が改革されるであらうと予想することができる³⁰⁾

すなわち文部省は、今後独立の教科としての修身科の復活はほとんどありえないこと、道徳教育は、将来、公民科をも含む社会科の方向をとって進められるであろうこと、などの2点を示唆したのであった。

他方、文部省は、21年10月8日、「勅語及詔書等の取扱について」³¹⁾ という次官通牒を發し、教育勅語をもって教育の唯一の淵源とする考え方を否定し、学校において教育勅語、詔書などを式日に奉読することを廃止するよう通達した。通達の内容はつぎのようなものであった。

1. 教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。
1. 式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。

これによって、教育勅語は、道徳教育における聖典としての唯一の地位を失なった。

翌22年3月31日には新「教育憲章」ともいふべき教育基本法が公布施行され、学校教育法も同月同日公布、翌4月1日から施行された。これよりさき、22年3月20日には、すでに「学習指導要領一般編」が出されており、ここに、新教育発足の準備態勢は、一応その形をととのえることになった。

「学習指導要領一般編」は、道徳教育にふれて、つぎのように述べている。

「この社会科は、従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会科という名をつけたというのではない。社会科は、今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。たゞ、この目的を達するには、これまでの修身・公民・地理・歴史などの内容を融合して、一体とし学ばなくてはならないので、それらの教科に代わって、社会科が設けられたわけである」³²⁾

こうして、新教育体制のもとでは、修身科の復活はならず、道徳教育は、新しく登場してきた社会科に吸収され、その中で取り扱われることになった。そして、教育勅語に代って、新憲法と教育基本法が、モラル・コードの役割を果たすことになったのである。

第4段階は、昭和22年4月から25年3月までで、この期間は、アメリカ教育使節団報告書によって示された日本教育民主化構想が、総司令部の内面指導のもとに、日本政府の手を通じて、着々と実行に移された時期である。すなわち、昭和22年4月1日の6・3制の実施、ついで、23年7月10日の「教科書の発行に関する臨時措置法」、同月15日の「教育委員会法」、さらに24年6月1日の「文部省設置法」、同年9月1日の「教育職員免許法」等の施行がそれである。

道徳教育についてみると、昭和22年5月20日に、「学習指導要領社会科編」³³⁾が、同年7月25日に、「学習指導要領社会科編Ⅱ」³⁴⁾が、翌23年9月15日に、「小学校社会科学習指導要領補説」³⁵⁾が発行されている。これらは、いずれも、前記「学習指導要領一般編」に現われている原則の上になつて編纂されたものであった。したがって、この期間は、新しい道徳教育の徹底化

30) 文部省「中等学校 青年学校 公民教師用書」(宮田丈夫『道徳教育資料集成3』306ページ)。

31) 『終戦教育事務処理提要』第4集、52ページ。

32) 『近代日本教育制度史料』第29巻、201ページ。

33) 『近代日本教育制度史料』第29巻、458-484ページ所収。

34) 同前、484-513ページ所収。

35) 同前、515-548ページ所収。

がはかられた時期とみてよいであろう。たとえば、「小学校社会科学習指導要領補説」には、つぎのような言葉がみられる。すなわち、「各学校で作った作業単元なり学習指導計画なりの一般的傾向を見ますと、はじめてのことですから当然のことともいえますが……学習活動が次から次へと展開していくようになっておらず、……活動が表面的なものになり、児童に十分その問題を解決させる余裕を与えず、安易に社会道徳がおし売りされるようなきらいがみえます」³⁶⁾「社会科の主目標を一言でいえば、できるだけりっぱな公民的資質を発展させることであります」³⁷⁾「単にその地域の特性を強調するのみでなく、地域の特性を基盤とし手がかりとしつゝ、人間としてまた世界人として全き公民を育てることを目標としなくてはならない」³⁸⁾。

III 講和独立前後の道徳教育

最後の第5段階は、昭和25年4月から27年3月までで、この期間は、米ソの冷戦が激化するなかで、わが国の講和独立をひかえ、占領教育政策に反省が加えられるようになった時期である。以下、この間の事情を道徳教育を中心に述べることにしよう。

すでに述べたように、アメリカ教育使節団報告書によって提示された日本教育民主化の構想は、大要、昭和22年4月から25年3月に至る期間に、日本政府の手を通じて、実行に移されたわけである。しかし、この間、「第2次世界戦争終了直後……漠然と抱かれていた将来における米ソ協調への期待は……きわめて急速に失われること」³⁹⁾になり、米ソ間の対立は次第に激化と、緊迫の様相を呈するに至った。このような世界情勢の新しい展開は、アメリカ対日占領政策に反共的傾向を強めさせることとなり、やがてこの政策はアメリカの反共防衛体制の一環として構想されるようになった。このような占領

政策の変化は、当然、教育問題に関する方針の上にも、明確な形をとって、あらわれることになったのである。その最初のもので、総司令部の支持のもとに、日本政府の手によって実行に移された、学校教職員に対する「レッド・ページ」であった。「レッド・ページ」は、はじめ言論・報道・通信関係の諸機関において開始されたが、ついで、「電産」系諸会社、民間産業の諸産業部門に波及し、さらに政府機関、公共企業体、学校教職員に及んだものであった⁴⁰⁾。当時、この「レッド・ページ」について、岡崎勝男官房長官は、「共産分子の退治というよりは、民主的政府の機構を破壊するような一部のものの行動に対する防衛措置として危険分子を政府、公共企業体、地方自治体、学校から排除するのが目的である」⁴¹⁾と語っている。しかし、ともかく、こうして初期占領政策において、強力に推し進められてきた学問、教育の自由は、占領政策の転換とともに変貌し、その上に制限の枠が設けられることになったのである。

このような事態の推移のなかに、朝鮮動乱勃発後間もない、昭和25年8月27日、第2次訪日アメリカ教育使節団が来日した。そして、翌9月22日、報告書を総司令部に提出して帰国した⁴²⁾。報告書は、もっぱら、「昭和21年の訪日アメリカ教育使節団によって大要を示された教育計画は、りっぱに実現されつつある」⁴³⁾という見地にたち、その「勧告事項の進行と成果とを」⁴⁴⁾評価し、「さらに考究する必要があると信ぜられる」⁴⁵⁾教育施設、教育内容、教育行政機構、教育財政等について若干の勧告をなしたにとどまった。その発言は、おおむね転換された占領政策の新しい枠内においてなされるという方向をとったのである。たとえば、報告書が、

40) 長田三男・山下武『講和後における 我国教育改革の研究』4-8ページ。

41) 『朝日新聞』昭和25年9月2日号。

42) 「第2次訪日アメリカ教育使節団報告書」(文部省調査普及局訳『米教育使節団報告書 全』66-67ページ)。

43) 同前、67ページ。

44) 同前。

45) 同前。

36) 同前、517ページ。

37) 同前、518ページ。

38) 同前、530ページ。

39) 岡義武「外圧と反応」(日本政治学会編『戦後日本の政治過程』14ページ)。

「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」⁴⁶⁾と述べたことは、このことを象徴する一つと言ってよい。

報告書の内容は、「初等・中等教育の行政、教育活動と教師養成、高等教育、社会教育、国語の改革、その他教育上の重要な諸問題」からなっているが、道徳教育に関しては、「その他教育上の重要な諸問題」のなかに、「道徳および精神教育」という一項を設け、つぎのように述べている。

「われわれは日本に来てから、新しい日本における新教育は、国民に対して、その円満な発達に肝要な道徳的および精神的支柱を与えることができなかつたということをついたび聞かされた。このような結論をする父母や教師たちは、平和と満足は、親や教師たちがその子弟を助けて達成させなければならない自己鍛練から生れることを忘れてるように思われる。われわれの一致した意思では、疑いもなく、人間の改善は、全体的改善、すなわち全人格の改善を意味する。個人生活の他の面を無視して、ある一面だけに注意を集中しても、うまく行くものではない(中略)。

道徳的または精神的価値は、われわれの周囲のいたるところにある。われわれは、それを家庭生活の中に、学校生活の中に、特に宗教儀式を行なう場合に見いだすのである。よい教師、よい父母、よい宗教指導者たちは、これらの価値を認識し、そして青少年が日常経験の中に、それらの価値を生かすことを助けようとする。教師は機会あるごとに、1日の授業中、学問の研究も技能の習得も、たゞ単に知力を発達させるだけでなく、また同時に徳性を完成するものであることを指示することができる。学生は、親・兄弟・姉妹を愛さなければならないことを学ぶばかりでなく、また隣人を愛することは公共善を進歩させることになり、公衆の利益を増進するものであることを学ぶことができる(中略)。どの国の

46) 同前、90ページ。

青年も、よい社会とは、人が自由で、しかも調和ある生活をし、互に相愛し、互いに協力し、社会道徳を実践して、これを身につけるところであることを、家庭から、学校から、またはその他の団体から学ばなければならない。道徳教育は、たゞ社会科だけからくるものだと考えるのはまったく無意味である。道徳教育は、全教育課程を通じて、力説されなければならない」⁴⁷⁾

すなわち、報告書は、新教育における社会科中心の道徳教育を批判し、道徳は、家庭、学校、社会を含む、あらゆる場所で、あらゆる機会に学ばなければならないことを強調し、いわゆる全面主義とよばれる道徳教育の考え方をハッキリと打ち出したのであった。

ところで他方、朝鮮動乱の勃発とその推移とは、米ソ間の緊張をますます増大させることになり、その結果、アメリカは対日講和条約の早期成立を図る方針をとるに至った。このような事態の変化に対応して日本政府としても、あらゆる面で体制を更新する必要が生じたが、教育政策もまたその例ではなかった。

25年10月2日、新聞協会主催の夕食会に出席した吉田茂首相は、その席上、講和会議開催の期日が目睫にせまりつつある情勢を強調し、講和への自立態勢確立の急務を力説したが、この目的を達成するためには、経済的自立とともに精神的独立が不可欠の要件であるとなした。しかるに敗戦以来日本人は、正しい意味での独立心、愛国心を失っていると指摘し、その上で、「私は純正にして強固なる愛国心の再興を文教政策の筆頭に掲げたい」と述べた⁴⁸⁾。こうして敗戦以来はじめて、愛国心の涵養ということが文教政策の中心にとりあげられることになったのである。

この吉田首相の方針に従って、同月17日、文部省は祝祭日に国旗を掲揚し、「君が代」を斉唱することが望ましいという通牒を都道府県教

47) 同前、95-96ページ。

48) 『朝日新聞』昭和25年10月3日号。

49) 文部省『学制八十年史』1178ページ。

育委員会へ発した⁴⁹⁾。翌11月7日には、天野貞祐首相が、全国都道府県教育長会議の席上、道徳教育の振興に関する談話、いわゆる修身科の復活を発表し⁵⁰⁾、同月16日、教育課程審議会に「道徳教育振興について」を諮問した⁵¹⁾。翌26年1月4日、同審議会は、「道徳教育は学校教育全体の責任である」との一致した見解にもとづき、「道徳教育振興の方法として、道徳教育を主体とする教科あるいは科目を設けることは望ましくない」と結論し⁵²⁾、つぎのように答申したのであった。

「道徳教育の方法は、児童、生徒に一定の教説を上から与えて行くやり方よりは、むしろそれを児童、生徒に自ら考えさせ、実践の過程において体得させて行くやり方をとるべきである。道徳教育を主体とする教科あるいは科目は、ややもすれば過去の修身科に類似したものになり勝ちであるのみならず、過去の教育の弊に陥る糸口ともなる恐れがある。社会科その他現在の教育課程に再検討を加え、これを正しく運営することによって、実践に裏付けられた道徳教育を効果的に行い得るものと信ずる」⁵³⁾

これは、第2次アメリカ教育使節団の示した道徳教育における全面主義の立場を踏襲したものであったが、同審議会は、とくに、そのためには、「児童、生徒の発達段階に即応した道徳教育計画の体系を確立することが必要である」として、文部省に、「新たに委員会を設けて、各学校の道徳教育計画に資する手引書を作成する」よう要望したのであった⁵⁴⁾。文部省は、この答申にもとづいて、翌2月8日、「道徳教育振興方策について」⁵⁵⁾を公けにし、

「今日、わが国の児童生徒の道徳教育に関しては、種々なる問題が生じて来ている。たとえば、民主的教育の実施によって、民主的社

会人として望ましい実質が芽生えつつあることが認められる一方、一部の児童、生徒の間には、道徳の低下が見られることも、また否定しがたい事実である。特に、民主的社会における道徳に関する指導のねらいや、その方法について、いろいろ疑問や障害に直面し、困惑を感じている教師も多いことと思われる。

したがって、今日の学校教育において、道徳教育をいかにすべきかを明らかにすることは、教育関係者に課せられた切実な問題である。教育課程審議会は、先に文部大臣の諮問に対する答申を行い、今日の学校教育における道徳教育振興の基本方策を明らかにした。これはその主旨において適当なものと思われる」

と述べて、その具体策として、道徳教育のための手引書を作成することを明らかにしたのであった。この結果、文部省は、「道徳教育のための手引書要綱」総説および小学校の部を26年4月24日に、中学校・高等学校の部を翌5月29日に、それぞれ発表したものであった。ついで、文部省は、7月10日、昭和22年度版「学習指導要領一般編」に改訂を加えた昭和26年改訂版「学習指導要領一般編」を発行した。文部省は、このなかで、「ことにわが国の現状からして、個性の尊重や道徳的行為の問題はたいせつである」⁵⁶⁾と強調し、「教育課程」の説明に当っては、各学校段階ごとに道徳教育についての解説を行なっている。そして、道徳教育の一般的方法に言及してつぎのように述べたのであった。

「民主社会における望ましい道徳的態度の育成は、これまでのように、徳目の観念的理解にとどまったり、徳目の盲目的実行に走ることを排して、学校教育のあらゆる機会をとらえ、周到の計画のもとに、児童・生徒の道徳的発達を助け、判断力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成を目ざすことによって、はじめて期待されるであろう。したがって道徳教育は、その性質上、教育のある部分でなく、教育の全面において計画的に実施される

50) 時事通信『内外教育版』第235号。

51) 『朝日新聞』昭和25年11月29日号。

52) 教育課程審議会「道徳教育振興に関する答申」(『文部時報』第883号)。

53) 同前。

54) 同前。

55) 文部省「道徳教育振興方策」(『文部時報』第883号)。

56) 『近代日本教育制度史料』第29巻、277ページ。

必要がある。教育の全体計画において、児童・生徒の道徳的発達を期しようとするならば、社会科を初め各教科の学習や特別教育活動が、道徳教育のためにどのような役割をもつべきであるかということが、明らかにされていなければならないであろう。そしてまた、学校教育の全面において、道徳的態度を形成するための指導を行うということは、各教科の学習や特別教育活動がそれぞれの役割をじゅうぶん果たして、互に関連をもって行われること、すなわち、全体計画に基いた教育が推進されるということではなくてはならない。そうでなくては、人格的統一が失われることになる⁵⁷⁾ わが国の独立をひかえて、文教政策の上に、以上のような変化が現われてきたことは、種々の点からみて、自然のなり行きであった。愛国心という一事をとってみても、敗戦、占領という異常な状況下に、日本国民から独立の精神や愛国の情熱が失われてきたことは事実として認めざるを得なかった。当時、矢内原忠雄東大教授は、

「戦後には愛国心という言葉が口にするものはずかしいと考える人が多くなり、国旗や国祭日に対する愛情も消えてしまったように見える。しかしこれは敗戦国民の不健全な状態であって反動の行きすぎといわねばならない⁵⁸⁾

という批判を下している。したがって吉田首相が、前記の演説において、「いずれの国家いずれの民族といえども独立の精神と愛国の情熱とはその存立の精神的動力となっている⁵⁹⁾」と述べて、文教政策の根底に愛国心を据えたのも故なしとしない。天野文相が道徳教育の振興を唱えたのも、その方法論の是非は別として、26年2月10日付『朝日新聞』社説の指摘したようにそれには、「それだけの理由があったことは否定できない」。すでに、24年1月10日付『朝日新聞』社説は、「しつけのない社会」と題して、

つぎのような見解を述べていたのである。

「敗戦という空前の出来事にぶち当たって……思想的に丸裸となったばかりでなく、日常茶飯の礼儀作法にまで疑惑をもつようになり、それが経済生活の窮乏混乱に輪をかけられて、日々の生活にもハッキリした行動の基準をなくしたということは、今ではだれもが痛感している……

国民の思想という大きな課題は暫くおくとしても、急がねばならぬのは国民生活の日常の軌道であって、むしろそれが手始めである。ちょうど小さな子供たちには思想や人生観はいらぬが朝起きてから晩寝るまでの『しつけ』が必要であると同じように、社会の生活はやはり『しつけ』があって初めて運行するのであって、路上に反古を捨てるなというような低い段階のことから、これからは恩義や仁義ではなく正義がこれに代らねばならぬといった程度の倫理は、論議の余地はないのであって、直ちに国民への訓練として与えられねばならぬものである。欧米の学校に特別の修身教課がないのは、キリスト教と教会が、どこもなく社会生活の軌道をバックしているからであるが、そういう素地も伝統もなく、そのうえ親や教師の考え方に疑問を抱いてきているいまの学生生徒に、何のしつけも行わずさんな社会科の教科書で何か教えているような積りでいるのは大きな間違いである。社会科が教える歴史は、青少年をしてそれから国民としての倫理を引出させるまでには、歴史学として練り上げられてもおらず、これを教える教師にもその資格と自信をもつ者は至ってまれであろう。新しく国民にしつけを行い、その精神を訓練する教科書は是非とも必要である」

と。前記の教育課程審議会の答申も、

「終戦後、わが国の教育は民主主義を中心とするものに改められ、この中において、民主的社会における道徳教育が強調されている。この新しい教育の正しい実施によって、児童、生徒に自主的学習、自制、協力、寛容その他、

57) 同前, 288ページ。

58) 『朝日新聞』昭和24年3月27日号。

59) 『朝日新聞』昭和25年10月3日号。

民主的社会人として望ましい態度、習慣が芽ばえつつあることを見逃してはならない。

しかしながらわれわれは、これをもって今日の児童、生徒に対する道德教育が十分であるとは考えられない。その教育計画および指導において、反省してみなければならない面もあるとともに、他方では終戦後の成人の社会から好ましくない影響もあって一部の児童、生徒の間には、著しい道德の低下が現われていることも遺憾ながら事実として認めざるを得ない」

と述べている。さきの26年2月10日付『朝日新聞』社説（「再び道德教育について」）も、「天野文相の口から……修身科のようなものがほしい、という言葉がでたの」は、

「戦後の子供たちのしつけが乱れ、言葉づかいも、礼儀も、親切心も、思いやりも、尊敬心も、なにかも目茶苦茶になっている姿を、自分もながめ、また多くの人々に聞かされた上でのことであったと思われる。その上、多くの教育者の声として、方向を見失っている道德教育の基本ともなるべきものを示してもらいたいとの希望が集まり、それが『修身科復活』の動きとなったようである」

と述べている。これよりさき、25年12月1日付『朝日新聞』社説（「道德教育の在り方」）も、修身科という科目に代表される教育内容をどのように教えるかが新設社会科における一つの重要な課題であった。しかるに「実際には、社会科が断片的な知識の偏重に陥って、所期の目的から遠く離れて」しまった感があるといい、社会科の実態が必ずしも道德教育について十分の成果をあげ得なかった事実を指摘し、これらの反省という意味からも道德教育の再検討を求めている。勝田守一学習院大教授も、

「最近の教育界の話題は、もっぱら修身の復活という題目に集中された感がある……修身の復活の希望を反動的な傾向の復活と見る見方は、一般的に言って正しいと私は思う……しかし、修身の復活に何かを求めようとする人々が、過去に返ろうとする憧憬とともに、

現在の新教育にみたされない思いを抱いているという事実までも見過してしまうのは怠慢のそしりを免れない」

といい、「新しい修身の要求の声は……一つの求めであり、むしろ批判である。だから、これを否定するだけでは、問題は解決されない」として、なんらかの措置を講ずべき必要を認めている⁶⁰⁾。

以上述べてきたように、講和独立を機会にこれに備えて政府が軍事占領下の教育政策を改変するに至ったのは、占領という特殊な絶対的条件のもとで育成されてきた教育を、新たな政治的条件に適応させるための当然の措置であったといえよう。しかし、この間、朝鮮動乱の勃発を契機として警察予備隊が設置され、事実上日本の再軍備が強行されたという事情もあって、愛国心の涵養、国旗掲揚・国歌斉唱の奨励、道德教育の強化といった学校教育に対する一連の措置は、一部の人々に、戦後の新しい民主的教育を過去の姿に逆戻りさせるものではないかという危惧の念を抱かしめる結果ともなった。

たとえば、加藤周一が、25年11月26日付『朝日新聞』に「心配な愛国心の再興」という一文を掲げ、

「今、日の丸や君が代の復活を『通達』することは、総じて戦前の日本を復活させるために役立つのではないかと、そして、今、『教育勅語に代るもの』をつくり、それによって学校に修身をおくことは、日本の逆もどりを促進するためにしか役立つのではないかと」

という批評をあえて述べたのは、上記のような危惧を抱く人々の気持を代弁したものといえよう。その上、26年4月11日、マッカーサーの後任として連合軍最高司令官の要職についたリッジウェイ大将が、同年5月1日、ポツダム政令の再審査を日本政府に許可し、これにもとづいて政府が、7月、かつて軍国主義者として教職の地位を追われていた人々の追放を解除したことは、一方において「赤い教員の追放」が実現されつつあった時だけにそうした不安をま

60) 『思想』昭和26年4月号。

すます募らせた。とりわ講和条約調印(26年9月8日)直後、北陸地方を視察旅行中の天野文相が、記者団に、

「低下した国民の道義心を振作し、国民道徳の再建を期するため、講和条約の批准が終った日に、国民の『実践要領』を発表するつもりだ」⁶¹⁾

と語り(26年9月22日)、その後、これに関連して、10月15日、参議院本会議において中山福蔵議員の「国家の道徳的中心は何か」という質問に答えて、天野文相が、「天皇がそれである」と述べた⁶²⁾ことは、政府が「占領教育の是正」に名をかりて、その実、「旧体制」の復活を企んでいるのではないか、という印象をいよいよ強く国民一般に与えることになった。

26年10月22日付『朝日新聞』は、「国民道徳の基準と政府」と題する社説を掲げ、「国民実践要領」といったものを文部大臣が出すところに問題があるとして、つぎのように批判した。

「第一には、国民道徳の基準をたれがきめるかという問題である。政治から独立した永遠性のあるものでなければならぬ道徳は、時の政府や役人の頭でつくられるはずのものではない。まして上から下へ命令されて守られるべき性質のものではない……戦前の『修身科』が非難されるのは、社会生活ないし国民生活の規律を教えてゆく中に、一個の政治的意向があらわに、または秘めやかに、侵入していて、国家主義を極端な形に推進したところがあった……政府として最も努力しなければならぬのは、民主的で住みよい、安定した健全な環境をつくって、国民が高い道徳の世界を構えやすくすることである。環境の条件を整えることをせずに、天皇の象徴性をいろいろに解釈することによって、これを愛国心や道徳心にあえて結びつけ、それを国民に押しつけるようなことがあっては、国民道徳の一つの解釈というにとどまらず、時代の逆転をも招く恐れはないか、と憂えられるのである。

国民の人生観の参考になるものや、道徳的基準になるものを、行政官である文部大臣が出すというところに考慮すべき第2の点がある……

それぞれの政府が独自の政策をもつことは当然である。しかしわれわれは、これまでの経験から国民道徳の樹立までが、時の政府の政策の手段とされることを最も恐れるのである。その内容はもちろん、発表の形式についても、慎重な考慮を促したいのである」

翌23日の『読売新聞』社説も、「天野文相の錯覚」と題して、『朝日新聞』社説と同様の立場から、文相が国民の道徳的基準となる「要領」を上から下へ命令的に指示することは不当であるとの非難を浴びせ、その上でつぎのように痛撃した。

「終戦後わずかに6年で、民主主義のABCを学んでいる大部分の日本民衆は、まだ過去の因習と、歴史の重圧の中に生き、絶対なものにすぎり、命令で動く習癖を持ち、集団の力に負け、近代的な自我感覚からはおよそ縁遠い存在となっている。ために文相の肩書によって放たれた言葉は、たとえ個人の名で述べられても、それを日本の民衆が命令的な圧迫感で迎えることは必然である……文相は『国民に強制的に押しつけるのではない』と弁解しているが……結果としては一種の押しつけとなる。文相はこのような盲従性を利用しようというのか? ……日本の過去におけるすべての不幸は、聖なる偽装をした国家が、国民道徳を無批判な子供や盲目の民衆に押し売りしたことに原因を持っている。われわれは、再びこの偽装にだまされたくはない。天皇の象徴性は、さまざま解釈されている……が、この象徴性を利用して、日本が非民主的な神がかりの過去に逆戻りするようなことは、敗戦の苦悶に生きたわれわれにとって断じて許し得ないことである。

文相はおそらくこうした逆戻りを希望するほどの旧思想人だとは思われないが……すくなくとも彼の言葉の片々にそうした錯覚と時

61) 『朝日新聞』昭和26年9月22号。

62) 『近代日本教育制度史料』第34巻、606-607ページ。

代逆行が散見されるのは悲しいことである」
同月28日には、『河北新報』が、「国民道徳の問題」と題する社説を掲載し、つぎのような鋭い批判を加えた。

「一体何を国家の中心と考えるかという質問を受けて、文相は天皇は国民の親愛の中心であり、天皇と国民の関係は道徳的なものであるから、国家の道徳的中心は天皇にあると答えている。これによって見るとあるいはこの文相の見解がそのまま要領の中心をなすものではないかとも推察されるが……文相個人の信念の表白として見れば全く問題がないようなものの、この信念が『要領』として文部省を通じて国民に強制されたならば、国民の自発的な親愛感は逆にゆがめられ、最悪の場合には戦前と同一の天皇神格化の動きさえ誘発されないとはいえないであろう……民主主義の道徳は、上から下への道徳ではなく、個人を横につなぐ社会的道徳を根幹としている。しかも、この社会的道徳の基底が今なおでき上がっていないところに、道徳的再建の叫ばれるゆえんが存在している。

道徳的再建を企図する以上、文相は当然民主主義の見地においてまずその根幹をなす社会的道徳の振興に最大の関心を示すべきである……これを抜きにして単に国家を中心とした「国民実践要領」を公表しただけで、道徳的再建が促進されると考えているようでは、文相は文相としてでなく、哲学者としてもかなえの軽重を問われることにならないとは限らないのである」

26年11月13日付『東京タイムス』も「文部大臣の義務」という社説を掲げ、そのなかで「天野文相はカント哲学の大家である。その大家が構想を練って作りあげる国民実践要領は、どのみち立派な処世の指針であり、当代の大文章に違いない」とは思うが、ただそれが、「再軍備や憲法改正の論議がやかましくなった今日、急いで作られようとしていることに、実際のところ、われわれは暗い影を感じずにおられない」と述べた。

このような批判の渦中において、「国民実践要領」の草案内容といわれるものが、26年11月17日の『読売新聞』朝刊に掲載された。草案内容はつぎのようなものであった。

「前 文

日本が自主独立国家になるためには国民が自主独立の精神にめざめることが根本問題である、自主独立の精神ということは国民が道義を確立し、道義に立って気風が盛んにならなければそれは成り立たない

然らば道義の精神は何かといえど如何なるものにも侵されず、自己の人格の尊厳にめざめることである、自己の人格の尊厳とともに他の人格を尊重する和の精神に生きることである、国家もまた自国の利害だけにとらわれず、他の国家の利害を認めて和を求めなければならない、個人が公明正大な精神に生きるためには国家もまた公明正大な歩み方をしなければならない、個人が公明正大になることがすなわち国家につくすことになり、逆に国家が公明正大になればそれは個人の利害を考えていることになり、人類のためにつくすことになる、自分の人格の尊厳にめざめると同時に他を尊重することは和を重要視することになり、それがすなわち道義である

公明正大と和の精神は道義の根本で個人と国家と人類全体を貫く基本の精神であり、これが国民の間にいきいきと保たれるようにしたい

第1章 個人

1. 人格の尊厳 われわれは人間である以上人格の尊厳を認めなければならない

2. 自由 人間は自由であるところにその本質がある、動物的本能的なわがまま、衝動的欲求に対して制約されないところに本当の自由がある

3. 正義 いかなる場合でも不正不義を避けなければならない、常に正しい人が世の光である

4. 責任 自分に対しても他人に対しても責任をもたなければならない、責任をもた

ない自由はあり得ない

5. 思慮 正しいことをいうためには思慮深くなければならない、思慮深いということは優柔不断ということとは違う

6. 愛 あたたかい心をもって人を思いやることによりわれわれは人間らしい生活ができる

7. 純潔 清らかなものに対する感受性をもつことが大切である、心情は純潔であり、身体は清潔に保ちたい

8. 忍耐 われわれはいかなる場合にも忍耐深い心をもたなければならない、人間は逆境にあえば自暴自棄におちいり易いが、逆境にたえ、愛の心を失わず正義を守りつづけるのが人間の道である

9. 知恵 深い知恵をもつよう努めなければならない、深くて豊かな知恵をもつ人は人生を深く生きることができる

第2章 家

1. 夫婦 夫婦というものは人間の自然性から発した美しい人倫関係である、夫は妻を愛し、妻は夫を敬愛しなければならない、人間は夫婦の愛にあき易いが、それに打ち勝ち、夫婦の愛を完成させるものは貞節と尊敬である

2. 親子 親は子を慈しむとともに子は親に孝養をつくさねばならない、親は子供に時代を譲り渡し子供に次の時代を創造させるために、若芽を健かに育てる責任があり、創造は伝統をふまえてのみあり得るのだから、子供が親を敬愛することは子供の喜ばしい義務である

3. 兄弟 兄弟は互いに親しみあい、協力しあわなければならない、兄弟が親しみあうことは正しい社会における正しい人間関係の基本的な形である

4. 躰 家庭は人間を教育する最も手近かな場所である、家庭でそれぞれ自分の勤めを果すようしつけられなければならない、家庭を作るそれぞれが愛と誠をつくすところに家庭の平和と秩序が生れる

5. 家庭と家庭 それぞれの家は自分の家の利益ばかり考えないで他の家との間に平和な関係ができるようにしなければならない、その時はじめてよき社会が生まれる

第3章 社会

1. 世論 われわれは社会的な存在である、よき社会を作るためには人のいうことに素直に耳を傾けなければならない、人の意見をよく聞くことは付和雷同とは別である、節操ある精神を守り、批判力をもつことによりよき世論が生れる

2. 常識 社会が進歩するためには無意味な古い習慣を捨ててつねに新しく生きることを考えねばならない、しかし一時の流行を追うような軽薄さであってはいけない、健全な常識で判断し社会の発展に進まねばならない

3. 公德心 社会的秩序を守ることが生活の基本である

4. 相互扶助 われわれは愛の心をもって互いに助け合わなければならない、互いに助け合う事によって社会は一つに結ばれている

5. 共同福祉 われわれは共同福利のためにつくすことを考え、1党1派の利害のために行動してはならない、利害の衝突が起きた場合には社会全体の福利を忘れず和の精神で解決にあたること、利害の衝突が社会自身を崩壊させるまで争うことがあってはならない

6. 文化 よき社会はよき文化を創造することを目標とする、社会が文化を忘れるときは未開野蕃に逆行する、しかし文化はただ享樂的な方向でのみ考えるなら社会は頽廢する

第4章 国家

1. 国家 われわれは揺ぎなき国家の独立と存続を保ち、高き文化の創造に努めねばならない、国民は同一の土地に生れ、同一の土地で生活し、同一の歴史をもち、同一の言葉を語る、個人は国家を母体としているもの

で国家なくして個人もない、国家は個人を手段と考え、また個人が国家を手段と考えるのは間違いである、両者は密接不可分の関係である

2. 伝統と創造 われわれは新しい時代を創造するためにその国家の伝統に深く根ざさねばならない、創造は伝統をふまえてのみできるものであり、同時に伝統は創造を通してのみ生きてくる

3. 国家の文化 それぞれの国家はそれぞれ個性的な文化を創造しなければならない、真の個性的文化を創造してはじめて世界的文化を創造することにもなる

4. 愛国心 1国の興亡は国民に愛国心があるか否かにかかっている、われわれは国家を伝え受け子孫に手渡す責任をもっている、よき国家を創造することは世界に貢献することであり、真の愛国心は人類愛と一致する

5. 政治 政治は1党1派、身分のためにのみ行われてはならない、たとえそのため身分、党派の利害の衝突があってもつねに国家全体の立場に立脚し互いに意見を述べあい、その解決につとめねばならない

6. 天皇 われわれは独自の国体として国家の象徴たる天皇をもっている、長い歴史を通じて天皇があったところにわが国の特徴がある、天皇の地位は国家の象徴として道徳的中心たる性格をもっている

7. 国家の倫理 国家は道義を生命とする、国家の本質は政治的、経済的な性格よりも深く倫理的な性格に基礎をおいている、天皇は無私の道徳的性質をもち、したがって天皇の地位は国家の基本的性格を象徴している」

『読売新聞』は、翌々日の19日、早速、「民主化に挑戦する天野要領」という社説を掲げ、「文部大臣天野貞祐の名において、公けのルートを通じて流される指針を、反対意見をもちながら見逃すことは、私たちの道徳の感覚にそむく」といい、さらに「民主主義の新しい道徳観は、断固としてこの実践要領に反対すべきことを教えている」と断言して、「実践要領」の内容

を痛烈に論難し、最後に、

「こうして今や私たちは実質において『教育勅語』の戦後版をあてられようとしている。内は民衆の抑圧に、外は近隣の侵略にあますところなく利用されたこの反時代的思想の復活が、民主主義の挑戦でなく何であろう。このような逆行の企図を打ち破り、ふみくなく時、私たちは始めて真実に民主主義的な実践理性を私たちのものにすることができるであろう」

と述べたのであった。

こうして、いわゆる「天野実践要領」は、激しい世論の批判にさらされることになった。参議院文部委員会も、26年11月26日、この問題を取りあげ、学者、教育家、社会人など9人の参考人を召喚して意見を聴取した。これらの参考人は、いずれも「国民実践要領」の発表形式や時期や内容に問題があるとして、その発表を中止するよう献策した⁶³⁾。こうして、「国民実践要領」をめぐる世論は、天野文相の意図に反して、圧倒的に批判的方向に動いたのである。やむなく天野文相は、翌27日、「国民実践要領」を白紙に戻すことを言明した⁶⁴⁾。

他方、このような批判的傾向のなかで、26年11月28日付『東京新聞』社説（「国民実践要領は不要か」）に現われたように、「国民実践要領」の発表形式や内容には問題があるとしても、現下の頹廢した世間的風潮を眺めるとき、果たして国民の実践道徳の基準を確立しようとした文相の意図までを、抹殺してしまうべきであるかどうかには問題がある、という極めて好意的な考え方も一部に存在した事実は看過しえない。すなわち同紙は、

「“国民実践要領”が振り出しへもどることになったとか伝えられる……参議院の文部委員会における論議が、そこに提示された文相の執筆にかかる“要領”の内容及び発表の形式に向けられたことは当然で、必ずしも批判のための批判ばかりでもなかったように聞いて

63) 参議院事務局『第12回国会 参議院文部委員会議録第14号』。

64) 『朝日新聞』昭和26年11月27号夕刊。

いる。それは文相案を否定したからといって、かかる試みを全然無用だとすることにはならないのではないか。われわれは率直に言って文相案の内容に検討を要するものを認めると共に、発表の方法についても政府関係の手を通じない他の形式を考えるべきだと思うが、それだからとてこの種の道徳宣揚運動？があつて悪いとは思わないし、むしろ大いにやるべきではないかとさえ信ずるものである……

もとより……いかなるものにもせよ必ず批判は起るであろうが……いかなる場合も批判のための批判では意味をなさない。例えば、問題の「国民実践要領」に対しても、案の内容がまだ書かれてもいない先から、やれ教育勅語的だとか何とかとかいろいろな批判が起つた如き、はなはだ心なき態度であつたといえないであろうか。最近、ややもすればこうした傾向が濃化しつつあり、一般にその批判を恐れる風が見えるに拘らず、敢えて批判の対象となることを恐れず、堂々とその信念を「要領」にまとめあげた文相の勇氣は高く買ってよかろう。ただその試みは、あくまでも衆知を集め討議を尽したうえで世論に問うべきであり、すぐれた哲人の場合だからといって1人の知恵がよくこれをなし得るとは考えられない。その点、文相の談話にもある通り『これを押しつけるものではない』ならば、これを基礎案として集大成する方向にもって行つたならばよいではないか。その間建設的批判も決してなかつたわけでないとするれば、徒らに撤回する理由がどこにある。まして、かかる場合しばしば出てくる自分を進歩的分子に格付けしようとするための一部の反対論の如き、取るに足らないし、け飛ばして可なりである」

と論評したのである。ところで、最近、天野貞祐は、当時を振り返って、「国民実践要領」が、実は、西谷啓治、高坂正顕、鈴木成高の三氏によって作られたこと、それに天野が加筆したことを明らかにし、「国民実践要領」を作った動

機にふれて、つぎのように述べている⁶⁵⁾。

「戦後、旧道徳はすたれたというけれども、それでは新道徳とは何かというだれもいう人はいない。それでは困る。日本のような国ではそうしたものがぜひ必要だと考え、一般の人たちのためにまとめた。ところが当時は“修身の復活”だとか“天野勅語”だとか、みんなに寄つてたかつて攻撃された……しかし今になると、だれも道徳教育に全面的に反対だとは言わない。当時反対した人たちは道徳教育など反対だといつたらよさそうなのですがね」

と。

以上、講和独立前後の教育事情を道徳教育を中心に検討してきたが、要するに、講和独立を契機として、道徳教育に新たな展開がみられたのは、「占領教育」の成果にかんがみ、これを日本の国情に即して合理的に改善しようとする意図からであつた。しかし、これが憲法改正、再軍備等、政治上の微妙な動向とからみ、しかも世論を統一することなく性急に実施されようとしたため、一般には「旧体制」の復活を企てるものと、うけとられたのであつた。しかし、ともかく、こうして、新教育において社会科を中心として出発した道徳教育は、講和独立を契機に修正を加えられ、学校教育全体の責任で行なわれることになつたのである。

65) 『東京新聞』昭和49年7月25日号夕刊。